

京都市告示第535号

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、次のとおり、指定放課後等デイサービス事業者の指定を取り消します。

令和3年1月25日

京都市長 門川 大作

事業者の名称	事業所の名称 事業所番号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
株式会社 SEIBU観光 企画	放課後等デイ サービス Chau Chau 2650800069	京都市東山区福稲柿 本町12番地18	放課後等デイサ ービス	令和3年 4月1日

(子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室)

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)